

議案第50号

地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の
設定について

次のとおり地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する
条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定
により、本議会の議決を求める。

平成21年3月19日

三朝町長 吉 田 秀 光

地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による、三朝町議会の議決すべ
き事件は、定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告と
する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。